

「呉記念」居宅介護支援事業所・郷原

運 営 規 程

（事業の目的）

第1条 医療法人社団有信会が開設する「呉記念」居宅介護支援事業所・郷原（以下「事業所」という）が行なう指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行なう。

2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行なう。また、呉市、東広島市、地域包括支援センター、呉市地域相談センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

事業所の所在地は、呉市郷原町 2379 番地 42 とする。

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行なう。

(2) 介護支援専門員 2名（常勤専従1名・常勤兼務1名）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
但し、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) 利用者の相談を受ける場所 | 事務所の面談スペース等 |
| (2) 使用する課題分析の種類 | MDS-HC 2.0方式 |
| (3) サービス担当者会議の開催場所 | 事務所の面談スペース等 |
| (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 | 1回/月 |
| (5) モニタリングの結果記録 | 1回/月 |

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 指定居宅サービス事業者その他の者との連絡調整
- (3) その他の便宜の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行なう指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。ただし、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から路程1キロメートル当たり50円を実費として徴収する。
- 3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、呉市（広・仁方・阿賀・焼山・郷原地区）、東広島市黒瀬町の区域とする。

(ハラスメント対策)

第10条 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

《サービス利用にあたっての禁止事項について》

- (1) 事業所の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- (3) 職員の写真や動画撮影、録音等を無断で行いSNS等に掲載すること。

(虐待の防止のための措置)

第11条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 虐待防止検討委員長	管理者 東風上 秀子
--------------------------	------------

- (2) 虐待防止に係る委員会を定期的を開催しています。
- (3) 成年後見制度の利用を支援します。
- (4) 苦情解決体制を整備しています。
- (5) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的実施しています。

(感染症予防、まん延防止の対策)

第12条 事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じます。

- (1) 事業所内における感染症の予防又はまん延防止のための検討委員会をおおむね6月に一回以上開催するとともに、その結果を介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所は、介護支援専門員に対し、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業者は、感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に行うための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(「業務継続計画」という。)を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 事業者は、介護支援専門員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を実施します。
- (2) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 県、市町が開催する居宅介護支援に関する研修
- (2) その他の研修
 - 2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持し、従業者でなくなった後においても同様とする。
 - 3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、医療法人社団有信会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年7月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月15日から改正する。

この規程は、平成19年1月15日から改正する。

この規程は、平成25年4月1日から改正する。

この規程は、令和3年1月5日から改正する。

この規程は、令和3年4月1日から改正する。

この規程は、令和6年3月1日から改正する。